社会福祉法人 徳充会 ヘルパーステーション銀河

虐待防止のための指針

施行日　令和4年4月1日

1.虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

◆障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

◆虐待の種類

①身体的虐待　暴力や体罰によって身体にあざ、痛みを与える行為、身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

②性的虐待　性行・性器への接触。性的行為を強要する。裸にする。キスをする。

③心理的虐待　脅し、侮辱などの言葉や態度・無視・嫌がらせなどによって精神的に苦痛をあたえること。

④放棄・放置　食事や排せつ、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと。

⑤経済的虐待　本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金・賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 施設内の組織に関する事項

当事業所では、虐待発生防止を図るため、「権利擁護委員会（「石川県精育園及び自立ホームけいじゅ」」と一体的に運営）」を毎月開催し、次のことを実施します。

① 虐待・身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し、問題の分析及び対応策を検討します。また、決定事項を全職員へ周知し、適切な支援が提供されるように調整します。

② 発生した虐待・身体拘束等について、状況の把握及び手続き、方法について検討、適正に行われているか確認します。

③ 日常的にケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているか検討します。

④ 職員への教育研修を企画し、実施します。

◆権利擁護委員会の構成員

・園長兼管理者

・サービス管理責任者（虐待防止マネージャー）

・各課課長
・生活支援員
・看護師
・自立ホームけいじゅ 主任
・その他園長が必要と認める者

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、本指針に基づき実施することにより、虐待防止を徹底します。

◆具体的には、次の項目を反映した研修を実施します。

① 障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
② 障害者権利擁護事業/成年後見制度の理解
③ 虐待の種類と発生リスク事前理解
④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
⑤ 発生した場合の改善策

◆研修は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
また、研修は、身体拘束等の適正化のための研修と合わせて実施することがあります。

◆研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙または電磁的記録等により保存します。

4. 虐待またはその疑い<以下「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針

◆虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

◆また、緊急性の高い事案の場合には、市町および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

◆職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止マネージャー（以下、「担当者」という。）に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

◆担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

◆事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

◆上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は市町の窓口に相談します。

◆事実確認を行った内容や、虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案

がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知します。

◆事業所内虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町に報告します。

6．成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

◆虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

◆苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

◆対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」 に依ります。

◆苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設の HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9．その他の虐待の防止推進のために必要な事項

3に定める研修会の他、福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和7年4月改定